

# 令和3年度 神奈川県 相談支援従事者初任者研修(川崎市) 受講者募集のご案内

・日程 7月12日(月)～9月24日(金)

講義2日間分(オンライン講義)、演習5日間

※本年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた神奈川県の基本方針に基づき、講義は(特非)日本相談支援専門員協会のe-ラーニングシステムを使用したオンライン講義にて実施いたします。

※本研修の受講には、6月29日(火)・30日(水)実施の「令和3年度川崎市相談支援従事者初任者プレ(基盤)研修」の受講が必須となります。

・募集人数

定員 70名

・申込方法

インターネット上の専用申込フォームより申込み後、「法人内受講希望者優先順位確認書」を郵送にて提出。

・募集期限

令和3年6月8日(火) 17時まで

※詳細・スケジュール等は次頁以降をご覧ください。

新型コロナウイルスの影響で変更、延期または中止をさせていただく場合がございます。

【問合せ】

(福)川崎市社会福祉協議会 総合研修センター

電話：044-223-6509

# 令和3年度 神奈川県相談支援従事者初任者研修（川崎市）実施要領

## 1 目的

障害者総合支援法に基づく相談支援に従事する者が、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することを目的として実施いたします。

また、障害者総合支援法に基づく指定特定支援事業所において相談支援専門員として従事する職員を養成します。

## 2 実施主体等

- (1) 実施主体 川崎市
- (2) 運営主体 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 総合研修センター

## 3 日程及び会場

全7日間（オンライン講義2日間分、演習5日間。演習の時間は概ね9時30分～17時30分の予定）

※今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、1・2日目の講義を集合研修ではなく、インターネットで映像を視聴するオンライン講義といたします。オンライン講義は（特非）日本相談支援専門員協会のeラーニングシステムを使用し実施致します。7月の定められた期間内に動画を視聴し、課題提出をもって出席といたします。eラーニングシステムを使用するに際し、受講者にIDとパスワードを発行するため、（特非）日本相談支援専門員協会へ受講者名簿（受講者のお名前とお申込み時にご記入いただくメールアドレス）を提出させていただきます。

※オンライン講義の受講が困難な方を対象に7月16日（金）、7月17日（土）に総合研修センター研修室にて講義映像の放映会を行います。映像放映はオンラインでの受講が困難な方に限定したものであり、明確な理由のない方の受講は認められません。（P8参照）

	内容	日にち	会場
1日目	オンライン講義	令和3年7月12日（月）	指定の期間内にオンライン講義を受講し課題提出
2日目		～7月26日（月）	
3日目	演習	令和3年7月27日（火）	総合研修センター 研修室 住所：川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センターふくふく2階
4日目		令和3年7月28日（水）	
約4週間	実習	【相談支援プロセス実習①】実習ガイダンス後、各受講者が支援対象者を設定し課題を作成する。	
5日目	演習	令和3年8月26日（木）	総合研修センター 研修室
約4週間	実習	【相談支援プロセス実習②】実習ガイダンス後、各受講者が支援対象者を設定し課題を作成する。	
6日目	演習	令和3年9月22日（水）	総合研修センター 研修室
7日目		令和3年9月24日（金）	

## 4 研修カリキュラム

P.6「令和3年度神奈川県相談支援従事者初任者研修（川崎市）カリキュラム」のとおり

## 5 定員

70名（定員を上回る募集があった場合は、選考により受講者を決定いたします。）

## 6 受講対象者

次の（1）から（3）いずれかの者。

- （1） 申込時点において、川崎市内に所在する指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所で相談支援専門員として業務を予定している者、もしくは川崎市内に開設予定の上記事業所で相談支援専門員として業務を予定している者
- （2） 障害児者等の相談支援業務に従事する市職員
- （3） その他、市が必要と認める者

- ・ 上記要件に加えて6月29日、30日実施の「令和3年度川崎市相談支援従事者初任者プレ（基盤）研修～障害のある方に関わるうえで大切なこと～」の受講修了が必須となります。過年度のプレ（基盤）研修を修了されている方も、再度今年度の研修を受講してください。必ず初任者プレ（基盤）研修の実施要領もご確認ください。

### 【留意事項】

- （1） **2日間分のオンライン講義（オンラインでの受講が困難な方は会場での映像視聴）、及び5日間すべての演習を受講可能で、利用者の同意のもと実習事例を提出できる方を受講対象とします。**
- （2） 課外実習があります。
- （3） （1）の実習事例をもとに、アセスメントシート、サービス等利用計画を作成していただきます。（研修5日目以降のグループ演習で使用します。）
- （4） 本研修は神奈川県への委託により川崎市が実施するもので、川崎市内に所在地を置く事業所・施設等のみを対象としています。（市外に所在地を置く事業所・施設等は、所在地で実施される研修を受講してください。）

相談支援専門員として従事するためには、本研修の修了と実務経験が必要です。必要な実務経験年数等については、P9～11の別紙「相談支援専門員の実務経験要件」を参照してください。

### 《参考・・・実習について》

申込時点で利用者へ実習協力の依頼をする必要はありませんが、実習事例を提出できない方は本研修を修了することができません。本研修のカリキュラムに実習ガイダンスの時間を設けておりますが、下記を参考にしてください。

### 【実習協力者の選定について】

▼本研修の目的や意図から、次のような利用者にご協力を頂くことが望ましいでしょう。

- ① 実際に自分自身が現在進行形で関わっている利用者
- ② ケアマネジメント技法を用いた支援に適する利用者

※ ケアマネジメント技法を用いた支援については、「令和3年度川崎市相談支援従事者初任者プレ（基盤）研修」でも扱う内容です。

- ex) ○地域生活（在宅生活）、入所・入院からの地域移行に関する支援の対象者である  
○地域の複数の社会資源を活用している（したい）利用者である  
○一つ以上の障害福祉サービスを利用している（したい）利用者である

▼本研修の目的や意図から、次のような事例はできるだけ避けてください。

- ①緊急性の高い事例、危険介入が必要な事例
- ②本研修の期間中に関係性の構築が困難な方の事例
- ③本研修の期間中に会うことが困難な方の事例

## 6 受講料および資料代

受講料は無料です。ただし、受講に必要な**教材費等 8,000円**は、資料代として受講者負担とします。（支払方法等詳細は受講決定通知とともにご案内します。）

※ 交通費等其他経費については自己負担となります。

※ 受領した教材費等は、いかなる場合（新型コロナウイルス感染拡大による中止も含む）でも返金されません。

## 7 テキストについて

研修では中央法規出版発行の「障害者相談支援従事者研修テキスト（初任者研修編）」を使用します。6月30日実施の「令和3年度川崎市相談支援従事者初任者プレ（基盤）研修」2日目にて配布いたします。オンライン講義及び演習のメインテキストとなります。

## 8 受講者の推薦・申込み

### （1）推薦・申込について

- ・インターネット上の受講申込フォームからの申込みとなります。申込みにあたり受講希望者は、所属する法人から本研修の受講について推薦を受けていただく必要があります。法人内で窓口となる担当者を決めていただき、法人内でとりまとめの上、お申し込みください。同一の申込フォームより同時に「令和3年度川崎市相談支援従事者初任者プレ（基盤）研修」をお申込みいただけます。

・**加えて、別途P7の『法人内受講希望者優先順位確認書』に必要事項をご記入の上、事務局まで郵送ください。**

※ 申込締め切り後は一切受け付けませんので、ご注意ください。

※ 『法人内受講希望者優先順位確認書』は「令和3年度川崎市相談支援従事者初任者プレ（基盤）研修」の実施要領に掲載されているものと同内容です。

※ 『法人内受講希望者優先順位確認書』の法人内優先順位が未記載の場合や不適切な記載の場合（法人内優先順位1位が複数いる等）については、選考を見送らせていただきます。

### （2）受講申込フォーム

URL・・・<https://forms.gle/pdqqhryVRHNbgD2Y6>

※総合研修センターホームページ及び、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ（URL <http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>）」の「書式ライブラリ」→「3. 川崎市からのお知らせ」→「1. 川崎市からのお知らせ」に掲載します。

### （3）申込期限

**令和3年6月8日（火）17時まで**

#### (4) 事務局

〒210-0024 川崎市川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センターふくふく 2階  
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 総合研修センター  
「相談支援従事者研修担当」 行  
電話 044-223-6509 FAX 044-223-6598

### 9 受講者の決定

(1) 受講者希望者が定員を上回った場合は選考により受講者を決定します。(先着順ではありません)

**(2) 受講決定通知(受講の可否)については、6月16日(水)までに送付します。期日を過ぎても通知が届かない場合には、お手数をお掛けいたしますが、事務局までご連絡ください。**

(3) 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所として「申請済み」または「申請予定あり」の事業所の方を優先的に受講決定します。受講申込書のチェック欄に記入漏れのないようにご注意ください。

### 10 修了証書の交付、修了者名簿の管理

(1) 本研修の全日程(7日間)を修了した方に、川崎市より修了証書を交付します。

(2) 川崎市は研修修了者名簿(修了証番号、氏名、生年月日、所属等)を管理します。

(3) 本研修は全日程の出席をもって修了となりますので、遅刻や早退は欠席とみなします。修了証書を交付できませんので、ご注意ください。

(4) 著しく受講態度が悪い場合(私語、居眠り、携帯電話の使用等)にも、修了証書を交付できない場合がございます。また、内容によって推薦元への連絡いたします。

### 11 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

本研修は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針に鑑み、以下のとおり実施いたしますのでご協力をお願いします。

(1) 演習の約2週間前より検温結果等の健康チェックシートを作成していただき、受付にてご提出いただきます。

(2) 受付にて検温を実施します。体温が著しく高い方や、体調不良の方は受講をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

(3) 研修当日は、マスクの着用、受付時の手指消毒の徹底、対人距離の確保等の感染症拡大防止対策にご協力ください。また、**演習ではフェイスシールドを使用しますので各自ご持参下さい。**

(4) **新型コロナウイルス感染症の状況によっては、研修開催途中であっても、延期・中止する場合がございます。**

(5) (4)により開催延期となった場合は、代替日程を調整のうえ、改めて全受講者へご連絡いたします。ただし、代替日確保が困難と判断した場合は、中止といたします。

### 12 その他

(1) 本研修では研修の受講する上で支援が必要な方に対し、研修の実施及び、他の受講生の学習に支障をきたさない範囲で合理的配慮を取らせていただきます。受講にあたって手話通訳、点訳教材等を必要とする方や人員や専門性を要する直接の支援を必要とする方は、必ず受講申込フォームの「研修を受講する際に必要な配慮」に必要事項をご記入ください。なお、ご相談やご不明な点等ございましたら別途総合研修センター事務局までご連絡ください。

- 申込みの際の記入や事前の相談がない場合は対応できないことがございますのでご注意ください。
- (2) 会場に駐車場はありませんので、ご了承ください。公共交通機関をご利用ください。
  - (3) 研修を通して知り得た個人情報は、当該研修業務の運営及び本市における計画相談に関する施策等の推進以外に使用されることはありません。

なお、上記目的の範囲内において、事業所所在地の各区に研修修了者の情報を提供する場合がありますので、あらかじめご承知ください。

- (4) 研修日に自然災害（台風等）及び事故等が発生した場合、開講しないまたは開始時刻を遅らせることがあります。その場合は、研修当日の午前8時30分までに、障害福祉情報サービスかながわ及び社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 総合研修センターのホームページにその旨を掲載いたしますので、ご確認ください。

## URL

障害福祉情報サービスかながわ <http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

総合研修センター <http://www.kourei-c.jp/>

### 1.3 研修全般に関する問い合わせ先

下記問合せ先の電話受付時間は、いずれも午前9時から午後5時まで（土日祝祭日を除く）です。

#### 【日程・会場・申込・カリキュラム内容等について】

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

総合研修センター

電話 044-223-6509      FAX 044-223-6598

電話受付時間 午前9時から午後5時（火曜～土曜。日祝日除く）

---

#### 【受講対象・制度について】

川崎市健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 障害者支援担当

電話 044-200-3197      FAX 044-200-3974

受付時間：月曜～金曜 午前9時～午後5時（祝祭日を除く）

令和3年度神奈川県相談支援従事者初任者研修（川崎市）カリキュラム（予定）

	日程・場所	時間	区分	科目	eラーニング動画
1 目 目 2 目 目	7月12日(月) ～7月26日(月) 指定の期間内に オンラインで受講	90分	講義①	相談支援(障害児者支援)の目的	3本
		180分	講義②	相談支援の基本的視点(障害児者支援の基本的視点)	3本
		55分	講義③	相談支援に必要な技術	1本
		60分	講義④	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	1本
		28分	講義⑤	チームアプローチ(多職種連携)	1本
		95分	講義⑥	相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	1本
		90分	講義⑦	障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解	1本
		93分	講義⑧	障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本	1本
3 日 目	7月27日(火) 総合研修センター 研修室	9:30～9:55	導入	開講・演習ガイダンス	
		9:55～10:15	講義	川崎市の相談支援の取組み	
		10:15～11:25	講義	関係性の構築とインテーク、アセスメント	
		11:25～12:15	演習	アセスメント①(事例の読み込み)	
		13:15～14:15	演習	アセスメント②(グループ共有)	
		14:15～17:10	演習	アセスメント③(ニーズ整理)	
		17:10～17:20	まとめ・ガイダンス	振り返り(まとめ)とガイダンス	
4 日 目	7月28日(水) 総合研修センター 研修室	9:30～9:40	導入	オリエンテーション	
		9:40～10:25	演習	ゴール設定とプランニング①(ゴール設定)	
		10:35～11:35	演習	ゴール設定とプランニング②(サービス等利用計画案作成)	
		12:35～14:10	演習	ゴール設定とプランニング②(サービス等利用計画案作成)	
		14:20～15:40	演習	ロールプレー(サービス担当者会議)	
		15:50～16:20	講義	終結・評価について	
		16:20～16:30	まとめ	本日の振り返り・まとめ	
		16:30～17:00	ガイダンス	課題実習①ガイダンス	
<b>相談支援プロセス実習①</b>					
5 日 目	8月26日(木) 総合研修センター 研修室	9:30～10:00	導入	オリエンテーション・演習概要説明	
		10:00～11:30	演習	アセスメント及び支援方法の報告と検討(GSVの体験)	
		12:30～16:05	演習	アセスメント及び支援方法の報告と検討(GSVの体験)	
		16:15～16:45	まとめ	本日の振り返り・まとめ	
		16:45～17:00	ガイダンス	課題実習②ガイダンス	
<b>相談支援プロセス実習②</b>					
6 日 目	9月22日(水) 総合研修センター 研修室	9:30～9:55	導入	オリエンテーション	
		9:55～11:15	演習	再アセスメント結果及び支援方針の報告・共有	
		12:15～14:45	演習	再アセスメント結果及び支援方針の報告・共有	
		14:55～16:45	演習	再アセスメント及びプランニング演習	
		16:45～16:50	事務連絡	事務連絡	
7 日 目	9月24日(金) 総合研修センター 研修室	9:30～9:45	導入	昨日のまとめと本日の導入	
		9:45～12:00	演習	ケアマネジメントプロセスの定着	
		13:00～14:05	演習	ケアマネジメントプロセスの定着	
		14:20～16:20	演習	演習全体を通じた振り返り	
		16:20～16:30	講義	研修全体の振り返り	
		16:30～16:45	修了式	修了証書授与、事務連絡	

相談支援プロセス実習①  
受講者が関わっている支援対象者の協力を得て、【インテーク・アセスメント】を行い、支援方法を整理する。

※インテーク・アセスメント支援対象者との関係性の構築を意識し、支援対象者の本人像を全体的に把握する視点で行う。

相談支援プロセス実習②  
相談支援プロセス実習①を踏まえ、【再アセスメント・ニーズ整理・サービス等利用計画の作成】を行う。

※地域支援に関する情報収集  
地域の相談支援体制、社会資源等について確認する。

※日程・会場・カリキュラムの内容等は変更する可能性があります。予めご了承ください。

※必ずご提出ください

令和3年度川崎市相談支援従事者初任者プレ（基盤）研修  
令和3年度神奈川県相談支援従事者初任者研修（川崎市）  
『法人内受講希望者優先順位確認書』

本用紙は、インターネット上の受講申込フォームにて相談支援従事者初任者プレ（基盤）研修と相談支援従事者初任者研修をセットでお申込みいただいた法人に、別途提出いただく申込確認書類となります。法人担当者の連絡先及び、受講申込者の氏名・事業所名を法人内の優先順にご記入いただき、下記事務局住所まで郵送ください。

法人・団体名（※必須）	
法人・団体 代表者名（※必須）	
法人住所及び連絡先（※必須） 緊急の場合等、メールでご連絡させていただきます。	〒           —
	TEL :           (       )       / FAX :           (       )
	Mail :
取りまとめ担当者名（※必須）	(印)
決定通知等送付先 (※上記住所と異なる場合のみ記載)	〒           —
	TEL :           (       )

\* 決定通知等はまとめて上記住所に送付いたします。法人住所と異なる場所への送付を希望する場合は、上記「決定通知等送付先」に送付先を記載ください（受講者ごとに異なる送付先にすることはできません）。

【受講申込者一覧】 全受講申込者の氏名・事業所名を法人内の優先順に下の欄にご記入ください。

優先順位	受講申込名	事業所名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

【事務局住所】  
〒210-0024  
川崎市川崎区日進町5-1 川崎市複合福祉センター ふくふく 2階  
総合研修センター「相談支援従事者研修担当」

# 会場のご案内

## 《演習会場(3～7日目)》

会場 総合研修センター研修室

(川崎市複合福祉センター ふくふく 2階)



## 《講義(映像配信)の放映会について》

※講義(1～2日)については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、受講者各自でオンラインにて受講していただくことを原則としますが、やむを得ず個人でオンライン講義を受講できない方に限定し、下記の日程で放映会場を設置します。なお、申込時に明確な理由のある方のみ放映会場を利用できることとします(放映会場利用の可否については、受講決定の際にお知らせします)。また、個人の判断で下記会場へ来場いただいても、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、入場することが出来ませんのであらかじめご承知おきください。

【日時】

1日目 7月16日(金) 時間未定

2日目 7月17日(土) 時間未定

【会場】

総合研修センター 研修室(川崎市複合福祉センターふくふく2階)

<ご注意>

- ・当日講師はおりませんので、質問等は演習1日目以降にお願いします。

(別紙)

## 相談支援専門員の実務経験要件

内は、厚生労働省告示第227号（平成24年3月30日）に神奈川県として実務経験に含める業務の範囲

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
① 相談支援業務	ア 平成18年10月1日において、下記に掲げる事業等に従事しており、平成18年9月30日までの間に相談支援に従事した者 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業 ・障害児（者）地域療育等支援事業 ・市町村障害者生活支援事業 精神障害者地域生活支援センター	3年以上
	イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業 知的障害者支援事業 児童相談所 身体障害者更生相談所 精神障害者地域生活支援センター 知的障害者更生相談所 福祉事務所 保健所 市町村役場 その他これらに準ずる施設	
	ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 障害者支援施設 障害児入所施設 老人福祉施設 精神保健福祉センター 救護施設及び更生施設 介護老人保健施設 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター その他これらに準ずる施設 ・身体障害者更生施設 ・知的障害者更生施設 ・身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター ・知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所、通所)、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児) ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・精神障害者社会復帰施設 ・市町村から補助または委託を受けている作業所等	5年以上
	エ 保険医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 上記アからウに掲げる業務に1年間以上従事した者	

業務の種類	業務の範囲	必要経年数
① 相談支援業務	才 就労支援に関する施設において、相談支援業務その他これに準ずる業務に従事する者 障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター ・地域就労援助センター	5年以上
	カ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事する者 特別支援学校 その他これらに準ずる機関 ・小学校、中学校の特別支援学級	

業務の種類	業務の範囲	必要経年数
② 直接支援業務	ア 施設等において介護業務に従事する者 障害者支援施設 ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉ホーム ・身体障害者授産施設 ・身体障害者福祉センター ・精神障害者社会復帰施設 ・知的障害者デイサービスセンター ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者福祉ホーム 障害児入所施設 老人福祉施設 介護老人保健施設 療養病床 その他これらに準ずる施設 ・改正前の身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護、児童居宅介護、精神障害者居宅介護、身体障害者デイサービス、児童デイサービス ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設（入所、通所）、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関（肢体不自由児、重症心身障害児） ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・市町村から補助または委託を受けている作業所等	10年以上
	イ 障害福祉サービス事業等において介護業務に従事する者 障害福祉サービス事業 障害児通所支援事業 老人居宅介護等事業 その他これらに準ずる事業	
	ウ 保険医療機関等において介護業務に従事する者 保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所 その他これらに準ずる施設	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
③ 有資格者等	ア 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
	イ 上記①及び②の業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

注) 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。